

議案第76号

さぬき市公共施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

さぬき市公共施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年9月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市公共施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(さぬき市公民館条例の一部改正)

第1条 さぬき市公民館条例(平成14年さぬき市条例第78号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「さぬき市」を「、さぬき市」に改める。

第5条第1項中「公民館長(以下「館長」という。)」を「さぬき市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改め、同条第2項中「館長」を「教育委員会」に改める。

第6条中「館長」を「教育委員会」に改める。

第7条中「使用の」を削る。

第8条第1項中「館長」を「教育委員会」に、「利用」を「使用」に改め、同条第2項中「教育委員会は」を「市は」に改める。

第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条ただし書中「教育委員会は、」を「市長が」に改める。

第13条中「教育委員会が別に」を「規則で」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第9条関係)

(単位:円)

施設名	区分	使用料(1時間につき)
さぬき市公民館(さぬき市津田公民館)	大ホール	600
	第1講座室	200
	第2講座室	200
	第3講座室	200
	調理実習室	200
さぬき市津田公民館北山分館	和室	200
	図書室	100
	理科室	100
	調理室	100
さぬき市大川公民館	第一研修室	100
	第二研修室	100
	第一講座室	100
	第二講座室	100
	第三講座室	100
	第四講座室	100

	松の間	100
	竹の間	100
	大広間	400
	料理実習室	200
	大ホール	600
	第一会議室	100
	陶芸作業棟	100
さぬき市志度公民館	一階会議室	100
	料理実習室	200
	一階和室	100
	二階和室1	100
	二階和室2	100
	図書室	100
さぬき市志度公民館 鴨部分館	調理室	100
	配膳室	100
	会議室	100
	特別室	100
	大会議室	400
さぬき市志度公民館 末分館	料理講習室	100
	大会議室	400
	小会議室	100
さぬき市長尾公民館	ホール	600
	大広間	200
	研修室	200
	講座室	100
	相談室	100
	図書室	100
	別棟和室	100
	調理室	200
さぬき市長尾公民館 造田分館	大広間	200
	第1講座室	100
	第2講座室	100
	資料室	100
	図書室	100
	調理室	200

さぬき市長尾公民館 多和分館	大広間	200
	講義室	100
	資料室	100
	図書室	100
	調理室	100
さぬき市長尾公民館 前山分館	大広間	400
	調理室	200
さぬき市長尾公民館 昭和分館	大広間	200
	研修室	100
	和室	100
	調理室	100
備考		
1 使用者の住所（使用者が法人であるときは、その所在地）が市外の場合は、使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。		
2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。		

（さぬき市生涯学習館条例の一部改正）

第2条 さぬき市生涯学習館条例（平成14年さぬき市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は、」を削る。

第5条中「（以下「使用者」という。）」を削り、「館長」を「教育委員会」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、必要に応じて条件を付することができる。

第6条中「館長」を「教育委員会」に改める。

第7条第1項中「館長は、」を「教育委員会は、第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が」に、「事由があるときは、使用の」を「とき又は学習館の管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該」に改め、同項第3号中「の規定」を「又はこの条例に基づく規則」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「使用許可の取消し」を「規定による措置」に、「教育委員会は、損害の」を「市は、その」に改める。

第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条ただし書中「教育長」を「市長」に改める。

第12条中「館長」を「教育委員会」に改める。

第13条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第14条中「教育委員会が別に」を「規則で」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

区分	使用料（1時間につき）
	円
研修ホール	600
図書館	100
情報室・学習室	200
和室	200
児童室	100
調理室	200
試食室	100
備考	
1 使用者の住所（使用者が法人であるときは、その所在地）が市外である場合の使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。	
2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。	

（さぬき市武道館条例の一部改正）

第3条 さぬき市武道館条例（平成14年さぬき市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第3項中「館長」を「教育委員会」に改める。

第5条第1項中「使用者」を「前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に改め、同条第2項中「使用後」を「使用者は、使用後」に改める。

第6条第1項中「教育委員会は、武道館の使用者」を「市長は、使用者」に改める。

第7条の見出し中「減免」を「減免等」に改め、同条中「教育委員会は、次に該当する場合」を「市長は、公益上必要があると認めるとき」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第9条の見出し中「取消し」を「取消し等」に改め、同条中「館長は、」を「教育委員会は、使用者が」に、「ときは、使用許可」を「とき又は武道館の管理上特に必要があると認めるときは、使用の許可に係る条件を変更し、若しくは

使用を停止し、又は使用の許可」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

第9条に次の1項を加える。

2 前項の規定による措置によって使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

第11条中「教育委員会が別に」を「規則で」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	使用料（1時間につき）
	円
柔道場	500
剣道場	500
会議室（志度武道館）	100
備考	
1 使用者の住所（使用者が法人であるときは、その所在地）が市外の場合は、使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。	
2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす	

（さぬき市体育館条例の一部改正）

第4条 さぬき市体育館条例（平成14年さぬき市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「（以下「使用者」という。）」を削り、「館長」を「教育委員会」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、教育委員会は、必要に応じて当該許可に条件を付することができる。

第6条第2項中「館長は、体育館の使用者」を「教育委員会は、体育館を使用しようとする者」に改める。

第7条中「館長は、体育館の使用者」を「教育委員会は、前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に、「場合」を「とき又は体育館の管理上特に必要があると認めるとき」に改める。

第9条及び第10条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条第1項ただし書を削り、同条第2項中「教育委員会は」を「市は」に、「基づく使用の取消し又は停止」を「よる措置」に改める。

第16条中「教育委員会が別に」を「規則で」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

(単位：円)

施設名	区分	使用料（1時間につき）
津田体育館、津田第2 体育館、志度東体育館	体育館（全面）	1,000
	体育館（半面）	500
津田北山体育館	体育館（全面）	500
大川体育館	体育館（全面）	1,000
	体育館（半面）	500
	ミーティングルーム	100
神前体育館	体育館（全面）	1,000
	体育館（半面）	500
	ミーティングルーム	200
	和室	100
備考		
1 使用者の住所（使用者が法人であるときは、その所在地）が市外の場合は、使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。		
2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。		

(さぬき市運動公園条例の一部改正)

第5条 さぬき市運動公園条例（平成14年さぬき市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項各号列記以外の部分中「するとき」の次に「又は運動公園の管理上特に必要があると認めるとき」を加え、同条第2項中「教育委員会は」を「市は、」に改める。

第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条第2項中「とあるのは「指定管理者」と、」を「とあり、並びに」に、「第8条までの規定中」を「第7条第1項まで及び第8条中」に、「読み替える」を「、第7条第2項中「市は」とあるのは、「市及び指定管理者は」と読み替える」に改め、同条第3項中「5年間」を「5年を超えない期間」に改める。

第15条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に、「定める額」を「定める使用料の額」に改め、同条第3項中「教育委員会は」を「市長は、」に改め、同条第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条中「教育委員会が別に」を「規則で」に改める。

別表中4の表及び5の表を次のように改める。

4 石田運動広場、神前運動広場、伊勢運動広場、下所運動広場

区分	使用料（1時間につき）
運動広場	円 500
備考	
1 使用者の住所（使用者が法人であるときは、その所在地）が市外の場合は、使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。	
2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。	

5 野間田運動広場

区分	使用料（1時間につき）
野球場	円 500
サッカー場	500
多目的広場	500
備考	
1 使用者の住所（使用者が法人であるときは、その所在地）が市外の場合は、使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。	
2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。	

別表の6の表を削る。

（さぬき市B&G海洋センター条例の一部改正）

第6条 さぬき市B&G海洋センター条例（平成14年さぬき市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「するとき」を「する者」に、「所長」を「教育委員会」に改め、同条第2項中「所長」を「教育委員会」に改める。

第7条各号列記以外の部分及び第2号中「所長」を「教育委員会」に改め、同条第6号中「所長において」を「教育委員会が」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「所長」を「教育委員会」に改め、「受けた者」の次に「（以下「使用者」という。）」を、「するとき」の次に「又は海洋センターの管理上特に必要があると認めるとき」を加え、同項第4号を削り、同条第2項中「措置により」の次に「使用者に」を加え、「教育委員会は」を「市は」に改める。

第9条中「海洋センターを使用しようとする者」を「使用者」に改める。

第10条及び第11条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条中「海洋センターを使用する者」を「使用者」に改める。

第14条中「教育委員会が別に」を「規則で」に改める。

別表の1の表を次のように改める。

別表（第9条関係）

1 体育館

区分	使用料（1時間につき）
体育館（全面）	円 1,000
体育館（半面）	500
備考 1 使用者の住所（使用者が法人であるときは、その所在地）が市外の場合は、使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。	

（さぬき市飛翔の館条例の一部改正）

第7条 さぬき市飛翔の館条例（平成14年さぬき市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第1条中「コミュニティー」を「コミュニティ」に改める。

第4条中「あらかじめ」の次に「教育委員会の」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、教育委員会は、必要に応じて当該許可に条件を付することができる。

第6条の見出し中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第1項中「館長は、」を「教育委員会は、第4条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が」に、「と認めたときは、使用許可」を「とき又は飛翔の館の管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

第6条第2項中「飛翔の館は」を「市は、」に改める。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条ただし書を次のように改める。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第10条中「教育委員会が別に」を「規則で」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（損害賠償）

第10条 使用者が故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、使用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、

教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	使用料（1時間につき）
柔道場	円 500
剣道場	500
備考 1 使用者の住所（使用者が法人であるときは、その所在地）が市外の場合は、使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。	

（さぬき市屋内ゲートボール場条例の一部改正）

第8条 さぬき市屋内ゲートボール場条例（平成14年さぬき市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第4条中「提出し、」の次に「教育委員会の」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、教育委員会は、必要に応じて当該許可に条件を付することができる。

第5条の見出し中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第1項中「所長」を「教育委員会」に、「制限し、又は許可を取り消すことができる」を「許可しない」に改め、同項第5号中「特に必要」を「管理運営上適当でない」に改め、同条第2項中「ゲートボール場の使用者（以下「使用者」という。）」を「使用者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又はゲートボール場の管理運営上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条ただし書を次のように改める。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第9条中「教育委員会が別に」を「規則で」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1項を加える。

(損害賠償)

第9条 使用者が故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、使用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	使用料（1時間につき）
ゲートボール場	円 500
備考 1 使用者の住所（使用者が法人であるときは、その所在地）が市外の場合は、使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。	

（さぬき市働く婦人の家条例の一部改正）

第9条 さぬき市働く婦人の家条例（平成14年さぬき市条例第168号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「働く婦人等の保護及び福祉の増進に必要と認められる」を「市長が必要と認める」に改める。

第5条中「（以下「働く婦人等」という。）」を削り、「館長」を「市長」に改める。

第6条中「（以下「使用者」という。）」を削り、「館長」を「市長」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、必要に応じて当該許可に条件を付することができる。

第7条中「館長は、働く婦人の家の管理上支障」を「市長は、前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又は働く婦人の家の管理上特に必要」に、「働く婦人の家の使用許可」を「当該許可に係る条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

第7条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による措置により使用者が受けた損害については、市は、その責めを負わない。

第11条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第13条中「市長が別に」を「規則で」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

（単位：円）

施設名	区分	使用料（1時間につき）
津田働く婦人の家	第1講習室（洋）	200
	第2講習室（和）	100
	第3講習室（和）	100
	小会議室	100
	託児室	100
志度働く婦人の家	一階会議室	100
	料理実習室	200
	一階和室	100
	二階和室1	100
	二階和室2	100
	図書室	100
備考		
1 使用者の住所（使用者が法人であるときは、その所在地）が市外の場合は、使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。		
2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。		

（さぬき市末ふれあいひろば条例の一部改正）

第10条 さぬき市末ふれあいひろば条例（平成23年さぬき市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「5年間」を「5年を超えない期間」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「該当する」の次に「とき又はひろばの管理上特に必要がある」を加え、同条第2項中「指定管理者」を「市及び指定管理者」に改める。

第9条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に、「定める額」を「定める基準額」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

区分	利用料金の基準額（1時間につき）
	円
教室1	100
教室2	200
教室3	200
教室4	200
特別教室	200
備考	
1 利用者の住所（利用者が法人であるときは、その所在地）が市外の場合は、基準額は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。	
2 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。	

（さぬき市農村環境改善センター等に関する条例の一部改正）

第11条 さぬき市農村環境改善センター等に関する条例（平成14年さぬき市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「（以下「使用者」という。）」を削る。

第7条及び第8条第1項中「使用権利者」を「使用者」に改める。

第9条第1項中「使用権利者」を「使用者」に、「するとき、又は」を「するとき又は」に改め、同項第1号中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改め、同条第2項中「使用権利者」を「使用者」に改める。

第11条、第13条第2号及び第14条中「使用権利者」を「使用者」に改める。

第15条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第16条中「市長が別に」を「規則で」に改める。

別表第2中

「

さぬき市津田多目的研修集会施設	—
-----------------	---

」

を

「

さぬき市津田多目的研修集会施設	月曜日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
-----------------	-------------------------------------

」

に

「

さぬき市寒川農村環境改善センター	—
------------------	---

を

「

さぬき市寒川農村環境改善センター	月曜日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
------------------	-------------------------------------

に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第11条関係）

（単位：円）

施設名	区分	使用料（1時間につき）
さぬき市津田多目的 研修集会施設	調理室	200
	第1農事研修室	200
	第2農事研修室	100
	生活実習室	100
	体育館	500
さぬき市大川農村環 境改善センター	多目的ホール	600
	農事相談室	100
さぬき市南川構造改 善センター	第1会議室	100
	第2会議室	200
さぬき市志度構造改 善センター	大会議室（全面）	1,000
	大会議室（半面）	500
	和室研修室（1）	100
	和室研修室（2）	100
	生活改善実習室	200
	健康管理室	100
	後継者研修室	100
さぬき市寒川農村環 境改善センター	農事相談情報室	100
	農事研修室	200
	休養室（老人室）	100

	多目的ホール	600
	ステージ及び控室	200
	文化集会室（教養娯楽室）	200
さぬき市長尾農業者 トレーニングセンター	ホール	600
	大広間	200
	研修室	200
	講座室	100
	相談室	100
	図書室	100
	別棟和室	100
	調理室	200
さぬき市昭和多目的 研修センター	大広間	200
	研修室	100
	和室	100
	調理室	100
さぬき市前山多目的 研修センター	大広間	400
	調理室	200
備考		
1 使用者の住所（使用者が法人であるときは、その所在地）が市外の場合は、使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。		
2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。		

（さぬき市漁村センター条例の一部改正）

第12条 さぬき市漁村センター条例（平成14年さぬき市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の許可をする場合において、必要に応じて条件を付することができる。

第4条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第7条の見出し中「取消し」を「取消し等」に改め、同条中「するときは、」を「するときは又は漁村センターの管理上特に必要があると認めるときは、使用の許可に係る条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は」に改め、同条第3号中「及びこの条例に基づく規定」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による措置により使用者が受けた損害については、市は、その責

めを負わない。

第10条第1項第3号中「前号」を「前2号」に改め、同条第2項中「第7条、第8条及び第9条の規定中」を「第7条第1項及び第8条中」に改め、「指定管理者」との次に「、第7条第2項中「市は」とあるのは、「市及び指定管理者は」と」を加え、同条第3項中「5年間」を「5年を超えない期間」に改める。

第12条第2項中「別表に定める」の次に「使用料の」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第12条関係）

（単位：円）

施設名	区分	使用料（1時間につき）
さぬき市鴨庄漁村センター	大会議室	200
	小会議室	100
	料理講習室	100
さぬき市小田漁村センター	大会議室	400
	小会議室（1）	100
	小会議室（2）	100
	料理講習室	100
備考		
1 使用者の住所（使用者が法人であるときは、その所在地）が市外の場合は、使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。		
2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。		

（さぬき市研修センター条例の一部改正）

第13条 さぬき市研修センター条例（平成14年さぬき市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第5条中「5年間」を「5年を超えない期間」に改める。

第6条中「及び施設」を「及び設備」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

第7条各号列記以外の部分中「次の各号」を「指定管理者は、次の各号」に、「利用」を「センターの利用」に改める。

第8条第1項中「次の各号」を「指定管理者は、利用者が次の各号」に、「場合、利用の許可を取り消すことがある」を「とき又はセンターの管理上特に必要があると認めるときは、利用の許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる」に改め、同項第3号中「の規定」を削

り、同項第4号を削り、同条第2項中「指定管理者」を「市及び指定管理者」に改める。

第9条第2項中「定める額」を「定める基準額」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定管理者は、特に必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を受けて利用料金を減額し、又は免除することができる。

第12条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

区分	利用料金の基準額（1時間につき）
	円
研修室	400
研修室（和室）	100
調理室	100
備考	
1 利用者の住所（利用者が法人であるときは、その所在地）が市外の場合は、基準額は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。	
2 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。	

（さぬき市志度南交流センター条例の一部改正）

第14条 さぬき市志度南交流センター条例（平成14年さぬき市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「するもの」を「する者」に改める。

第6条中「利用の」を削る。

第8条第1項第1号中「の規定」を削り、同条第2項中「その責め」を「、その責め」に改める。

第12条第1項中「、又は」を「、及び」に改める。

第14条中「市長が別に」を「規則で」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

区分	使用料（1時間につき）
	円
多目的ホール	500
ミーティングルーム	100

備考

- 1 利用者の住所（利用者が法人であるときは、その所在地）が市外の場合は、使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。
- 2 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。

（さぬき市地域活性化複合施設条例の一部改正）

第15条 さぬき市地域活性化複合施設条例（平成26年さぬき市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条中「5年間」を「5年を超えない期間」に改める。

第7条の見出しを「（利用許可等）」に改め、同条第1項中「（以下「室利用者」という。）」を削り、同条に次の2項を加える。

3 指定管理者は、第1項の許可を受けた者（以下「室利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又は活性化施設の管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 利用の許可の条件又は指定管理者の指示に従わないとき。

4 前項の規定による措置により利用者が受けた損害については、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

第8条及び第9条中「掲げる額」を「掲げる基準額」に改める。

第13条中「き損」を「損傷」に改め、「、指定管理者の定めるところに従い」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第14条中「市長が別に」を「規則で」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

区分	室利用料の基準額（1時間につき）
集会室	円 200
調理室	200
体育館	500
備考	
1 利用者の住所（利用者が法人であるときは、その所在地）が市外の場合は、室利用料の基準額は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額	

とする。

- 2 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。

別表第2中「観覧料」を「観覧料の基準額」に改める。

(さぬき市ふれあい会館条例の一部改正)

第16条 さぬき市ふれあい会館条例(平成14年さぬき市条例第106号)の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第5条中「、ふれあい会館使用申請書(別記様式)により」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の許可をする場合において、必要に応じて条件を付することができる。

第5条を第4条とする。

第6条の見出しを「(利用許可の取消し等)」に改め、同条中「前項の利用許可」を「前条第1項の許可」に改め、「するとき」の次に「又はふれあい会館の管理上特に必要があると認めるとき」を加え、「その利用を停止し、又は利用の」を「当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該」に改め、同条第1号中「許可申請書に偽りがあった」を「偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた」に改め、同条第2号中「条例」の次に「又はこの条例に基づく規則」を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による措置により利用者が受けた損害については、市は、その責めを負わない。

第6条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用料)

第6条 利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 市長は、公益上必要があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第7条ただし書を次のように改める。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第8条中「市長が別に」を「規則で」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第6条関係)

区分	使用料（1時間につき）
老人教室	円 100
事務室	100
備考 1 利用者の住所（利用者が法人であるときは、その所在地）が市外の場合は、使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。 2 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。	

別記様式を削る。

（さぬき市ふれあいプラザ条例の一部改正）

第17条 さぬき市ふれあいプラザ条例（平成14年さぬき市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第8条中「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第10条とする。

第7条中「ふれあいプラザの」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第7条を第9条とする。

第5条を削る。

第4条第1号中「とき」の次に「（市長が特に必要があると認めるときを除く。）」を加え、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（利用の許可）

第4条 ふれあいプラザを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、必要に応じて条件を付することができる。

第6条中「ふれあいプラザの」を削り、「又は」を「及び」に改め、同条を第8条とし、同条の前に次の2条を加える。

（利用許可の取消し等）

第6条 市長は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又はふれあいプラザの管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項の規定による措置により利用者が受けた損害については、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第7条 利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 市長は、公益上必要があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

(単位：円)

施設名	区分	使用料（1時間につき）
小田ふれあいプラザ、鴨部ふれあいプラザ	ふれあいサロン	200
	会議室1	100
	会議室2	100
	健康増進室	100
	調理実習室	100
鴨庄ふれあいプラザ	ふれあいサロン	200
	会議室1	100
	会議室2	100
	調理実習室	100
寒川ふれあいプラザ、造田ふれあいプラザ	ふれあいサロン	200
	健康増進室	100
	調理実習室	100
備考		
1 利用者の住所（利用者が法人であるときは、その所在地）が市外の場合は、使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。		
2 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。		

(さぬき市高齢者生きがい発揮促進施設条例の一部改正)

第18条 さぬき市高齢者生きがい発揮促進施設条例（平成14年さぬき市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第3条中「使用許可申請書（別記様式）を市長に提出し、」を「市長の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の許可をする場合において、必要に応じて条件を付することが

できる。

第5条の見出し中「減免」を「減免等」に改め、同条中「次の各号のいずれかに該当する」を「公益上必要があると認める」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第6条の見出し中「取消し」を「取消し等」に改め、同条中「するときは、」を「するときは又は施設の管理上特に必要があると認めるときは、使用の許可に係る条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は」に改め、同条第1号中「使用申請書に偽りがあった」を「偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた」に改め、同条第4号を削る。

第7条第1項中「により使用の許可を取り消されたため、損害を被る」を「による措置により損害を受ける」に、「市長は」を「市は」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第8条中「市長が別に」を「規則で」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	使用料（1時間につき）
	円
農業者健康相談室	200
郷土芸能継承室	100
伝統料理等実習室	100
備考	
1 使用者の住所（使用者が法人であるときは、その所在地）が市外の場合は、使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。	
2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。	

別記様式を削る。

（さぬき市保健センター条例の一部改正）

第19条 さぬき市保健センター条例（平成14年さぬき市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「及びキッチンスタジオ」を「、キッチンスタジオ及び母子ルーム」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第9条の見出し中「取消等」を「取消し等」に改める。

第10条第1項中「で公共用又は公益以外のもの」を削る。

第11条第1項中「、又は」を「、及び」に、「第8条」を「第9条」に改める。

第13条中「市長が別に」を「規則で」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

（単位：円）

施設名	区分	使用料（1時間につき）
津田保健センター	会議室	400
	多目的室	400
	和室	400
	キッチンスタジオ	200
	母子ルーム	200
志度保健センター	大会議室	400
備考		
1 利用者の住所（利用者が法人であるときは、その所在地）が市外の場合は、使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。		
2 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。		

（さぬき市集会所条例の一部改正）

第20条 さぬき市集会所条例（平成14年さぬき市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会が別に」を「規則で」に改め、同条を第9条とする。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第6条を第8条とする。

第5条の見出し中「減免」を「減免等」に改め、同条中「さぬき市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条に次の1項を加える。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第5条を第7条とする。

第4条中「集会所を使用する場合」を「使用者」に改め、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（使用の許可）

第4条 集会所を使用しようとする者は、あらかじめさぬき市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、必要に応じて条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又は集会所の管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項の規定による措置により使用者が受けた損害については、市は、その責めを負わない。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

(単位：円)

施設名	区分	使用料（1時間につき）
辛立集会所	集会室	200
	老人室	100
	調理室・生活改善室	100
公文明集会所	厨房	100
	集会室	200
	老人室	100
鴨部集会所	調理室	100
	和室（12畳）	100
	視聴覚集会室	100
	図書室	100
	相談室	100
備考		
1 使用者の住所（使用者が法人であるときは、その所在地）が市外の場合は、使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。		
2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。		

(さぬき市コミュニティセンター条例の一部改正)

第21条 さぬき市コミュニティセンター条例（平成14年さぬき市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第6条中「生じたとき」の次に「又はセンターの管理上特に必要があると認め
たとき」を加え、「使用の許可を取り消し、又は停止する」を「使用の許可に係
る条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消す」に、「そ
の責め」を「、その責め」に改める。

第13条第2項中「、第10条及び第11条の規定中」を「及び第10条中」
に改め、「「指定管理者」と」の次に「、第6条中「市は」とあるのは、「市及
び指定管理者は」と」を加え、同条第3項中「5年間」を「5年を超えない期
間」に改める。

第15条第2項中「別表に定める」の次に「使用料の」を加える。

第17条中「市長が別に」を「規則で」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第15条関係）

（単位：円）

施設名	区分	使用料（1時間につき）
大川コミュニティセ ンター	集会室	200
志度コミュニティセ ンター	会議室	200
	展示ホール	100
備考		
1 使用者の住所（使用者が法人であるときは、その所在地）が市外の 場合は、使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。		
2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1 時間とみなす。		

（さぬき市隣保館条例の一部改正）

第22条 さぬき市隣保館条例（平成14年さぬき市条例第127号）の一部を次
のように改正する。

第5条ただし書及び第6条ただし書中「館長は、」を「市長が」に改める。

第7条中「（以下「使用者」という。）」を削り、「館長」を「市長」に改め、
同条に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、必要に応じて当該許可に条件を付することがで
きる。

第7条に次の1項を加える。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、隣保館の使用を許
可しない。

(1) 隣保館の設置の目的に反するとき（市長が特に必要があると認めるときを
除く。）。

- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、隣保館の管理上支障があると認められるとき。

第11条中「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条ただし書中「館長」を「市長」に改め、同条を第10条とする。

第8条に次の1項を加える。

- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又は隣保館の管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

- 2 前項の規定による措置により使用者が受けた損害については、市は、その責めを負わない。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

(単位：円)

施設名	区分	使用料（1時間につき）
辛立文化センター	集会室	400
	パソコン教室	100
	視聴覚室	100
	会議室	100
	研修室	100
	図書室	100
	談話室	100
	調理室	100
辛立文化センター分館	会議室・教養娯楽室	200
	相談室	100
備考		

- 1 使用者の住所（使用者が法人であるときは、その所在地）が市外の場合は、使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。
- 2 第7条第2項第1号括弧書の規定により許可を受けて隣保館を使用する場合の使用料は、この表に掲げる額（前項に規定する場合においては、同項の規定により算定する額）に2を乗じて得た額とする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。

（さぬき市行政財産使用料条例の一部改正）

第23条 さぬき市行政財産使用料条例（平成14年さぬき市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第5条中「使用料は」を「市長は」に、「これを」を「使用料を」に改める。
別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

学校施設使用料

（単位：円）

施設名	区分	使用料（1時間につき）
津田小学校、さぬき南小学校、志度小学校、寒川小学校、長尾小学校、造田小学校、さぬき南中学校、志度中学校	体育館（全面）	1,000
	体育館（半面）	500
	運動場	500
さぬき北小学校	体育館（全面）	500
	運動場	500
長尾中学校	体育館（全面）	1,000
	体育館（半面）	500
	運動場	500
	柔道場	500
	剣道場	500
	卓球場	500

備考

- 1 使用者の住所（使用者が法人であるときは、その所在地）が市外の場合は、使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。
- 2 運動場の照明施設を使用する場合は、1時間につき500円を加算する。

3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

(さぬき市照明施設条例の廃止)

2 さぬき市照明施設条例（平成14年さぬき市条例第99号）は、廃止する。

(経過措置等)

3 この条例による改正後のそれぞれの条例の使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）に関する規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設の利用又は使用（以下単に「利用」という。）に係る使用料等について適用し、施行日前の施設の利用に係る使用料等については、なお従前の例による。

4 施行日以後の施設の利用に係る使用料等については、施行日前においても、この条例による改正後のそれぞれの条例の使用料等に関する規定の例により、徴収等を行うことができる。

5 第5条、第10条、第12条、第13条、第15条及び第21条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定による指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の指定及びこれに係る手続は、施行日前においても行うことができる。

議案第77号

さぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

さぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年9月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成14年さぬき市条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（防疫業務従事手当の特例）

- 3 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務で市長が定めるものに従事したときは、別表防疫業務従事手当の項の規定にかかわらず、当該職員に対し、業務に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）の防疫業務従事手当を支給する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のさぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年2月1日から適用する。

（防疫業務従事手当の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前のさぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定により支給された防疫業務従事手当のうち、改正後の条例附則第3項に規定する業務に係るものは、同項の規定による防疫業務従事手当の内払とみなす。

議案第78号

さぬき市手数料条例の一部改正について

さぬき市手数料条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年9月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市手数料条例の一部を改正する条例

さぬき市手数料条例（平成14年さぬき市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第6条第4号中「取り扱い」を「取扱い」に改める。

別表中47の項を48の項とし、46の項の次に次の1項を加える。

47	有害鳥獣捕獲個体の一時保管	イノシシ（成獣）	1頭につき	1,000
		イノシシ（幼獣）	1頭につき	500

附 則

この条例は、令和2年11月1日から施行する。ただし、第6条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第79号

さぬき市地域福祉センター条例の一部改正について

さぬき市地域福祉センター条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年9月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市地域福祉センター条例の一部を改正する条例

さぬき市地域福祉センター条例（平成14年さぬき市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地域福祉センターは、第1条の目的を達成するため次に掲げる事業を行うもの」を「第1条の目的を達成するため、地域福祉センターにおいて行う事業は、次に掲げる事業」に改め、同条第1号中「通所介護」の次に「（以下「通所介護」という。）」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）

第6条中「5年間」を「5年を超えない期間」に改める。

第7条第2号を次のように改める。

(2) 法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等

第8条の見出し及び同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同項ただし書中「第3条第1号及び第2号に掲げる事業の利用者については」を「指定管理者が行う通所介護又は第1号通所事業（以下「通所介護等」という。）の利用者がその利用のために利用する場合は」に改める。

第9条を削る。

第10条第1項を次のように改める。

通所介護等の利用者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に規定する額（市が通所介護に係る居宅介護サービス費（法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費をいう。以下同じ。）を同条第6項の規定により支払う場合又は市が第1号通所事業に係る第1号事業支給費（法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。）を同条第3項の規定により支払う場合は、当該市が支払う居宅介護サービス費又は第1号事業支給費の額を控除した額）の料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

(1) 通所介護 法第41条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 第1号通所事業 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額

第10条第3項を次のように改める。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第10条に次の1項を加える。

4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認

めたときは、この限りでない。

第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(損害賠償)

第11条 地域福祉センターの利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

第12条中「市長が別に」を「規則で」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第80号

さぬき市高齢者福祉開発推進センター条例の一部改正について

さぬき市高齢者福祉開発推進センター条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年9月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市高齢者福祉開発推進センター条例の一部を改正する条例

さぬき市高齢者福祉開発推進センター条例（平成14年さぬき市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分を次のように改める。

第1条の目的を達成するため、センターにおいて行う事業は、次に掲げる事業とする。

第3条第1号中「通所介護」の次に「（以下「通所介護」という。）」を加え、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）

(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターに関する事業

第6条中「5年間」を「5年を超えない期間」に改める。

第7条を次のように改める。

（利用対象者）

第7条 センターを利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 法第8条第2項に規定する居宅要介護者

(2) 法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

第8条第1項を次のように改める。

指定管理者が行う通所介護又は第1号通所事業（以下「通所介護等」という。）の利用者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に規定する額（市が通所介護に係る居宅介護サービス費（法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費をいう。以下同じ。）を同条第6項の規定により支払う場合又は市が第1号通所事業に係る第1号事業支給費（法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。）を同条第3項の規定により支払う場合は、当該市が支払う居宅介護サービス費又は第1号事業支給費の額を控除した額）の料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

(1) 通所介護 法第41条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 第1号通所事業 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額

第8条第3項を次のように改める。

3 指定管理者は、特に必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を受け

て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第8条に次の1項を加える。

4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第10条中「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(損害賠償)

第10条 センターの利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第81号

さぬき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

さぬき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年9月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

さぬき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年さぬき市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第82号

工事請負契約の変更について（令和元年度さぬき市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事（第2期工事））

令和元年度さぬき市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事（第2期工事）について、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年9月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和元年度さぬき市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事（第2期工事） |
| 2 契約の金額 | 変更前 一金277,200,000円
うち消費税及び地方消費税額25,200,000円
変更後 一金295,120,100円
うち消費税及び地方消費税額26,829,100円
変更額 17,920,100円の増
うち消費税及び地方消費税額1,629,100円の増 |
| 3 契約の相手方 | 香川県高松市林町148番地20
株式会社協和エクシオ 四国支店
支店長 佐藤 八三 |